



避難所について

～水害に対応した避難所の選定～

指定避難所の概要

1. 指定避難所の指定状況

(1) 指定避難所・・・142施設

自宅が被災した住民等が一定期間避難生活を送るための避難所。地域住民の避難の利便性等を考慮し、校区コミュニティセンターや小中学校などを指定。主に校区コミュニティセンターを最初に開設。

- ※ 校区コミュニティセンター 46施設
- ※ 小学校 46施設
- ※ 中学校 17施設
- ※ 高校 5施設
- ※ その他の施設 28施設



校区コミュニティセンター

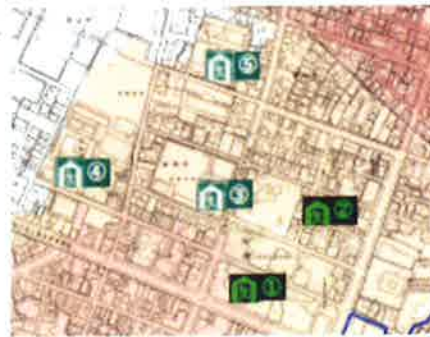
避難所の課題

1. 立地面の課題

(1) 洪水浸水想定区域内に指定避難所が所在

筑後川河川事務所公表(想定最大規模)の筑後川洪水浸水想定区域の中に多くの指定避難所が所在している。

中でも、コミュニティセンターは開設頻度が高いが、一部については床上浸水の可能性がある。



2

避難所の課題

2. 平成30年7月豪雨における課題

(1) 水害時に開設する避難所の選定

昨年の豪雨災害では、水位周知河川等の水位上昇に伴い指定避難所を随時開設。(最終的に62ヶ所の指定避難所を開設)

筑後川本川の水位が上昇し、筑後川氾濫時には一部の避難所について浸水の可能性があり避難所の移動を指示。

夜間での移動指示となり、既に道路冠水が始まっている地区もあった。

3

課題を踏まえた取り組み

1. 指定避難所のリスク調査

(1) 指定避難所ごとの想定浸水深と施設床高の調査

○筑後川河川事務所より、各指定避難所における筑後川洪水想定浸水区域図の詳細情報(地点想定浸水深)の収集

○各施設管理者等より、施設の床高情報の収集

・筑後川洪水浸水想定区域内に所在する指定避難所	88施設
・うち、床上浸水の可能性がある指定避難所	74施設
・うち、床上浸水の可能性がある校区コミュニティセンター	26施設
※最上階が浸水の可能性がある小中学校	0施設

4

課題を踏まえた取り組み

2. 校区への情報提供

(1) 校区との意見交換の実施

平成30年3月のまちづくり連絡協議会理事会において、地点想定浸水深と施設の床高の比較調査結果を提供。校区コミュニティセンターが浸水する可能性がある校区と意見交換を実施。

○開設避難所の意向

- ・最初から(高層階を有する)学校施設とするか
- ・避難準備段階ではコミュニティセンター、避難勧告段階で学校施設とするか



○民間施設の活用

- ・校区内避難所が全て浸水する校区における民間施設活用可能性の有無

5

今後の方向性

1. 開設避難所の考え方

○コミュニティセンターが浸水しない校区

・コミュニティセンター（昨年までと同様）

○コミュニティセンターが浸水する校区

・小学校又は中学校（高層階を有する小中学校を開設）

※ただし、コミュニティセンターと小中学校が隣接している場合は、避難準備情報の段階に限り、コミュニティセンターの開設を可とする。

※また、校区において、既存の指定避難所では水害に対応できない場合は、校区内の民間施設の活用、指定避難所の追加指定を検討する。

6



避難判断基準について

①河川水位に応じた避難判断基準

(平成30年水防協議会の協議事項概要)

1. 水位に応じた避難判断基準の策定対象河川
 - ・洪水予報河川 …… 筑後川
 - ・水位周知河川 …… 隈上川、小石原川、巨瀬川、大刀洗川、宝満川、
広川、田手川
2. 避難判断基準
 - ・洪水予報河川 平成30年度から運用
 - ・水位周知河川 平成31年度から運用に向け基準策定
3. 避難情報の発令対象区域
洪水浸水想定区域(想定最大規模)において浸水深さが0.5m以上の区域を含む校区単位で避難情報を発令

②河川水位に応じた避難判断基準

(背景)

～平成30年7月豪雨～

- 洪水予報河川の避難判断基準や水位周知河川の水位上昇に伴い避難情報の発令を行った。(中小河川にかかわる避難情報発令基準がなかった。)
- しかし、避難情報発令時には一部の中小河川が氾濫、道路冠水等が発生し、避難所への移動に支障が出た。
- 床上、床下等の浸水被害の多くは、中小河川沿川で発生した。

これらのことより、水位周知河川、中小河川にかかわる避難判断基準、発令対象区域を設定し、適時適切な早目の避難情報を発令することが必要。

2

③河川水位に応じた避難判断基準

1. 水位に応じた避難判断基準の策定対象河川

- 昨年の水防協議会では、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている「洪水予報河川」と「水位周知河川」について、水位に応じた避難判断基準を策定することとしていた。

平成30年7月豪雨の課題を踏まえ、早目に避難情報を発令し、浸水被害が発生する前の避難を促すために、これらの河川に加えて、平成30年7月豪雨で浸水被害のあった中小河川も避難判断基準の策定対象とする。

- ・洪水予報河川 …… 水位や流量の予報が行われる河川
- ・水位周知河川 …… 現状の水位や流量の情報が提供される河川
- ・中小河川 …… 平成30年7月豪雨で浸水被害のあった河川

3

④河川水位に応じた避難判断基準

○久留米市域に洪水浸水想定区域を持つ河川

・洪水予報河川 …… 筑後川

・水位周知河川 …… 隈上川、小石原川、巨瀬川、大刀洗川、宝満川、
広川、田手川（高良川 ※今年度指定見込）

○平成30年7月豪雨で浸水被害のあった中小河川

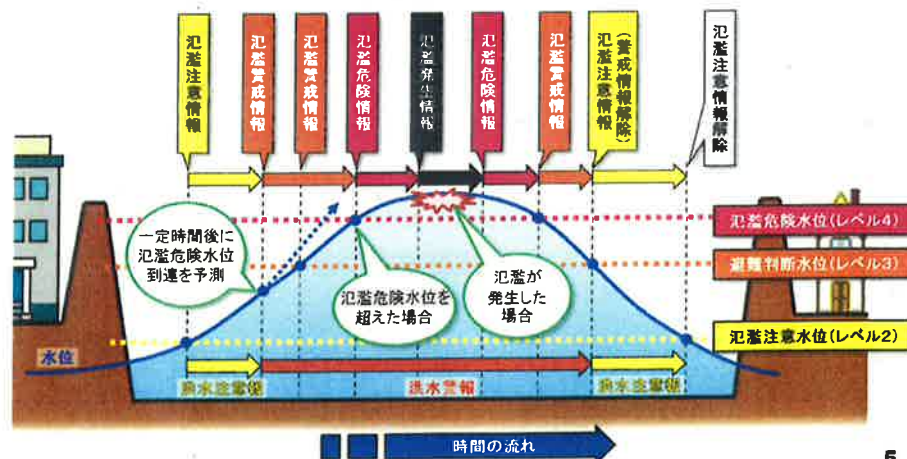
・陣屋川、下弓削川、金丸川、山ノ井川

4

⑤河川水位に応じた避難判断基準

2. 避難判断基準

○河川の水位と発表される洪水予報



5

⑥ 河川水位に応じた避難判断基準

○ 避難情報の発令基準(洪水予報河川)

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)
避難準備・高齢者等 避難開始	● 指定河川洪水予報により、今後、水位観測所の水位が『 氾濫危険水位 』に到達することが予想される場合
避難勧告	● 水位観測所の水位が『 氾濫危険水位 』に到達し、指定河川洪水予報により水位上昇が予想されている場合 (河川管理者より、水防警報(警戒)が発表された場合) ● 異常な漏水が発見された場合
避難指示(緊急)	● 指定河川洪水予報により『 堤防天端高 』に到達するおそれが高い場合 ● 決壊や越水・溢水が発生した場合 ● 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ● 避難情報が発令されている場合で、樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

6

⑦ 河川水位に応じた避難判断基準

(水位周知河川や中小河川の避難判断基準について)

- 水位周知河川や中小河川は、洪水予報河川のような水位予測がない(実況水位による)ことや短時間で水位が変動することから、洪水予報河川に比して早い段階(氾濫注意水位、**避難判断水位**)で避難情報を発令する。
- なお、基準水位の設定がない下弓削川等については、危機管理型 水位計(堤防までの水位)の水位を用い基準水位(**避難準備水位**、**避難勧告水位**)を設定する。
- また、潮位の影響などによる水位変動が見込まれることから、**大雨警報(浸水害)**、**洪水警報**などの気象予報を基準に取り入れる。
- さらに、中小河川は水門閉鎖による水位変動が見込まれることから、**水門の開閉状況**を基準に取り入れる。

7

⑧河川水位に応じた避難判断基準

○避難情報の発令基準(水位周知河川)

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)
避難準備・高齢者等 避難開始	●大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、 水位観測所の水位が『 氾濫注意水位 』に到達した場合
避難勧告	●大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、 水位観測所の水位が『 避難判断水位 』に到達した場合 ●異常な漏水が発見された場合
避難指示(緊急)	●避難情報が発令されている場合で、水位観測所の水位が『 氾濫危険水位 』に到達した場合 ●決壊や越水・溢水が発生した場合 ●異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ●避難情報が発令されている場合で、樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

8

⑨河川水位に応じた避難判断基準

○避難情報の発令基準(中小河川) ※基準水位あり 金丸川・山ノ井川

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)
避難準備・高齢者等 避難開始	●大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、 水位観測所の水位が『 氾濫注意水位 』に到達した場合
避難勧告	●大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、 水位観測所の水位が『 氾濫危険水位 』に到達した場合 ●大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、 水門又は樋門を閉じた場合 ●異常な漏水が発見された場合
避難指示(緊急)	●避難情報が発令されている場合で、水位観測所の水位が『 氾濫危険水位 』に到達し、かつ 水門又は樋門を閉じた場合 ●決壊や越水・溢水が発生した場合 ●異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ●避難情報が発令されている場合で、樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

9

⑩ 河川水位に応じた避難判断基準

○ 避難情報の発令基準(中小河川) ※基準水位なし 下弓削川等

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)
避難準備・高齢者等 避難開始	● 大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が「 避難準備水位 」に到達した場合
避難勧告	● 大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、水位観測所の水位が「 避難勧告水位 」に到達した場合 ● 大雨警報(浸水害)又は洪水警報が発表されている場合で、 水門又は樋門を閉じた場合 ● 異常な漏水が発見された場合
避難指示(緊急)	● 避難情報が発令されている場合で、水位観測所の水位が「 避難勧告水位 」に到達し、かつ 水門又は樋門を閉じた場合 ● 決壊や越水・溢水が発生した場合 ● 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ● 避難情報が発令されている場合で、樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合

10

⑪ 河川水位に応じた避難判断基準

3. 避難情報の発令対象区域

(水位周知河川)

- 水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域(想定最大規模)を参考に、避難情報の発令対象区域を設定するが、避難情報の発令は**校区単位**とする。
- 屋内での安全確保ができる浸水深が0.5m未満の区域は対象外とする。
- ※ 洪水予報河川と同じ

(中小河川)

- 平成30年7月豪雨の浸水地域を含む校区を避難情報の発令対象区域とし、避難情報の発令は**校区単位**とする。

11

⑫河川水位に応じた避難判断基準

4. 避難情報の発令方法

(洪水予報河川)

- 筑後川の観測所(荒瀬、片ノ瀬、瀬ノ下)毎に発令する。

(水位周知河川及び中小河川)

- 対象となる12河川に対し、河川ごとに発令した場合、避難情報が頻発し住民にとってわかりにくくなるため、浸水想定エリアが重複する河川をグループ化し、**市内を5ブロックに分けて発令する。**

12

⑬河川水位に応じた避難判断基準

避難情報発令対象ブロック割図
(水位周知河川・中小河川)



13

⑭河川水位に応じた避難判断基準

5. 避難勧告等の解除の判断基準

1. 洪水予報河川

水位観測所の水位が氾濫危険水位を下回り、水位予測により、今後、避難判断水位を下回ることが予想できた場合。

ただし、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。

2. 水位周知河川及び中小河川

洪水警報及び大雨警報(浸水害)が解除され、水位観測所の水位が氾濫注意水位(避難準備水位)を下回った場合。

※ 内水氾濫により浸水等が継続している場合においてはこの限りではない。

14

⑮河川水位に応じた避難判断基準

6. 新基準の周知・広報(予定)

1. 広報くるめ(6月15日号)
2. 久留米市ホームページ
3. 久留米市まちづくり連絡協議会(6月)
4. ドリームスエフエム(啓発放送・試験放送)
5. くーみんテレビ(テレビ広報くるめ)
6. 出前講座
7. 防災タウンページ
8. Yahoo!防災速報

15